

## 税額控除一覧

税額控除には調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除及び外国税額控除があります。

### 調整控除

合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は適用がありません

(1) 合計課税所得金額が 200 万円以下の方

次の①と②のいずれか小さい額の 5% (市民税 3%・県民税 2%)

① 下表の人的控除額の差の合計額

② 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が 200 万円を超える方

次の計算式で算出した金額(5 万円を下回る場合には 5 万円)の 5% (市民税 3%・県民税 2%)

下表の人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200 万円)

※ 合計課税所得金額… 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5 万円	あなたの所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
障害者控除	普通	1 万円	配偶者控除	一般	5 万円	4 万円	2 万円
	特別	10 万円		老人	10 万円	6 万円	3 万円
	同居特別	22 万円	配偶者特別控除※	48 万円超 50 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
ひとり親控除	父	1 万円		50 万円以上 55 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
	母	5 万円	扶養控除	一般	5 万円	老人	10 万円
寡婦控除		1 万円		特定	18 万円	同居老親等	13 万円
勤労学生控除		1 万円					

※ 令和 8 年度以降は、配偶者特別控除の所得要件の改正により、適用がありません。

### 寄附金税額控除

● 対象となる寄附

- (1) 地方公共団体(都道府県・市区町村)への寄附 **～ふるさと納税～**
- (2) 鳥取県共同募金会及び日本赤十字社鳥取県支部等への寄附
- (3) 鳥取県及び米子市が条例で指定した寄附

● 控除額

$$(\text{寄附金の合計額}^{\ast 1} - 2,000 \text{ 円}) \times \begin{matrix} \text{市民税 } 6\% \\ \text{県民税 } 4\% \end{matrix}$$

※1 総所得金額等の 30% を限度とします。

また、(1)の地方公共団体への寄附(ふるさと納税)については次の控除が加算されます。(市民税 3/5、県民税 2/5)

$$(\text{寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{下記の割合}$$

市民税県民税の所得割の 2 割が限度です。

○ 課税総所得金額 - 人的控除額差調整額 ≥ 0 の場合

課税総所得金額 - 人的控除額差調整額	割合
0 円以上 195 万円以下	84.895%
195 万円超 330 万円以下	79.79%
330 万円超 695 万円以下	69.58%
695 万円超 900 万円以下	66.517%
900 万円超 1,800 万円以下	56.307%
1,800 万円超 4,000 万円以下	49.16%
4,000 万円超	44.055%

○ 課税総所得金額 - 人的控除額差調整額 < 0 の場合<sup>※2</sup>

割合 ⇨ 90%

※2 課税山林所得金額、課税退職所得金額等がある場合、割合が異なります。詳しくは市民税課市民税担当までお問い合わせください。

## 配当控除

株式等の配当所得がある場合は、次の額を税額から差し引きます。

種類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税		
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

## 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を、控除限度の範囲内で、翌年度の市県民税から控除します。

### ●控除額

次の1、2のいずれか少ない金額(市民税 3/5・県民税 2/5)

1 所得税の住宅ローン控除額のうち所得税において控除しきれなかった額

2 ①所得税の課税総所得金額等の5%(97,500円を上限)

②所得税の課税総所得金額等の7%(136,500円を上限)

※一定の条件を満たす場合は、上記②の額となります。

※令和8年度以降、居住年が令和7年以前の場合、所得税の課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算して計算します。

## 外国税額控除

納税義務者が外国で所得税や住民税に相当する税が課税されたときは、個人住民税について一定の方法により税額控除を行います。

※外国税額控除の規定は、申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合に適用されます。